

奈良県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十九項の規定に基づき緊急防災工事（県営ため池整備事業・桜池地区）計画を変更したので、同項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該緊急防災工事変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

令和五年一月十八日から同年二月六日まで

二 縦覧場所

斑鳩町役場